

## 生駒市条例第 23 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 5 月 9 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 6 中「附則第 3 条の 2」を「附則第 3 条の 3」に改め、同条を附則第 3 条の 7 とする。

附則第 3 条の 5 中「附則第 3 条の 2」を「附則第 3 条の 3」に改め、同条を附則第 3 条の 6 とする。

附則第 3 条の 4 中「附則第 3 条の 2」を「附則第 3 条の 3」に改め、同条を附則第 3 条の 5 とし、附則第 3 条の 3 を附則第 3 条の 4 とする。

附則第 3 条の 2 の前の見出しを削り、同条を附則第 3 条の 3 とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合）

第 3 条の 2 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3 分の 2 とする。

附則第 8 条中「附則第 3 条の 2 及び第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 3 及び第 3 条の 5」に、「附則第 3 条の 2 及び第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 3 及び第 3 条の 6」に、「附則第 3 条の 3、第 3 条の 5 及び第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 4、第 3 条の 6 及び第 3 条の 7」に、「附則第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 6」

に改める。

附則第9条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第3条の2の規定は、平成26年4月1日以後に締結された地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。